

平成 28 年度第 3 回日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会議事録

1 開催日時

平成 28 年 11 月 28 日（月）午後 2 時 00 分から午後 3 時 20 分まで

2 開催場所

日進市役所南庁舎 2 階 第 5 会議室

3 出席者

武田好正、坪井秀之、馬路充江、齊藤由里恵、松澤宏郎、小林里美

4 事務局

遠松誠（建設経済部担当部長）、伊東敏樹（下水道課長）

上川原清人（下水道課長補佐兼業務係長）、岸茉理奈（下水道課業務係主事）

5 欠席者

なし

6 傍聴の可否・有無

可・あり（3 名）

7 議題

市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方について

8 議事

事務局	【午後 2 時 00 分開始】 定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度第 3 回日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会を開催します。会議に先立ちまして、武田委員長からご挨拶をお願いいたします。
委員長	（あいさつ）
事務局	本日の出席委員は 6 名です。会議の開催につきましては、日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会設置条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員総数の過半数に達しておりますので、会の成立を確認させていただきます。 それではこれより議事に入らせていただきます。武田委員長に議事の取り回しをお願いいたします。
委員長 （議長）	ただ今、事務局から仰せつかりましたので、議長を勤めさせていただきます。議事がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。まず、会議の公開についてですが、本日傍聴の申込みはありますか。
事務局	申込みが 3 名ありました。
議長	申込みがありましたので、本日の会議の公開の是非についてお諮りします。

	<p>日進市市民参加及び市民自治活動条例第12条第2項に「附属機関等の会議は、公開しなければならない。ただし、会議の全部又は一部を公開しないことができる。」と規定されており、日進市情報公開条例第7条の規定に該当する事項、すなわち個人に関する情報や審議、検討又は協議に関する情報の審議を行う場合に、非公開にできるとされております。</p> <p>本日の議題は、「市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方について」となります。審議の段階で明らかに公開することが適当でない事項は、ないと考えます。</p> <p>それでは、会議を公開しない旨の発議をされる方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>発議なし</p>
議長	<p>発議がありませんので、本日の日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会は、公開といたします。傍聴人を入室させてください。</p> <p>(傍聴者入室)</p> <p>それでは、議題に移りたいと思います。議題「市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方について」をご説明させていただきます。まず、資料に基づき、「第2回検討委員会における質問事項等に対する回答」までをご説明させていただいて、ご意見・ご質問をお受けした後、「市街化調整区域における受益者分担金（取付管設置工事費）の算定について」をご説明させていただきます。配布資料「市街化調整区域における受益者分担金制度の検討資料」をご覧ください。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>以上で、「第2回検討委員会における質問事項等に対する回答」までの説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より「第2回検討委員会における質問事項等に対する回答」まで説明がありました。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問等はございますか。</p>
委員	<p>都市計画税の不公平感について、「過度な負担」という表現が多く見受けられますが、結果的に、市街化調整区域の方にも応分の負担を求めらるのであれば、今後答申を作成する際には、もう少し公正な表現ができるといいと思います。</p>
事務局	<p>言い回しについては、皆様のご意見を元に随時修正し、最終的な報告や資料を作成いたしますので、次回の委員会でご提案できればと思います。</p>

議長	<p>他にご質問等はありませんか。それでは、議題に戻りたいと思います。「市街化調整区域における受益者分担金（取付管設置工事費）の算定について」を、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「市街化調整区域における受益者分担金（取付管設置工事費）の算定について」をご説明させていただきます。引き続き、配布資料「市街化調整区域における受益者分担金制度の検討資料」をご覧ください。（資料に基づき説明）</p> <p>以上で、「市街化調整区域における受益者分担金（取付管設置工事費）の算定について」の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より「市街化調整区域における受益者分担金（取付管設置工事費）の算定について」の説明がありました。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問等はございますか。</p>
委員	<p>事業費に対する受益者負担割合について、総事業費ではなく、国からの補助金をマイナスした額を事業費として受益者負担割合を計算していますが、今後市民へ説明するにあたっては、総事業費で計算し、資料を作成する必要があるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>国からの提言では、事業費における補助金の扱いについて記載が無かったため、今回は補助金をマイナスした額で計算を行いました。補助金を含めた総事業費で計算する必要もあるかと思えます。</p>
議長	<p>この件は、国の提言にある、「総事業費の 5%」という点に念頭を置いて計算をした結果だと思われませんが、国が市の事業に対し、受益者負担割合の目安をクリアしている事業かどうかを確認して、補助金額を決定するということはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>そのような確認はありません。</p>
議長	<p>受益者負担割合によって、補助金額等に影響を及ぼすことがないのであれば、「総事業費の 5%」という目安は超えられなくとも、その点にこだわらず、補助金額を含めた総事業費で、負担割合を計算し直してもよいと思いますが。</p>
委員	<p>あくまでも目安であるため、確実に超えなければならないというものではないと思います。分かりやすい計算をするほうが、かえって市民にも説明がしやすいのでは。</p>
事務局	<p>今回は、国からの提言や、他の市町も、補助金をマイナスした金額を事業費として負担割合を計算していることを踏まえ、このような計算方法で資料を作成しましたが、再度このような資料を作成する際には、いただいたご意見を元に、負担割合について計算し直したいと思います。</p>

委員	<p>資料4ページの、「市街化調整区域と市街化区域の取付管設置工事費の算定条件の違い」の項目で、いくつか違いが挙げられていますが、この施工条件の違いによって、なぜ工事費に差が出るのか、もう少し詳しく説明をお願いします。また、今この場で説明を聞けば理解はできると思いますが、市民はこの資料を見ても理解ができないと思います。</p>
事務局	<p>補足してご説明をさせていただきます。まず、①1工事あたりの取付管設置本数が異なるとありますが、資料にもありますように、開発や建築が制限されている市街化調整区域は、一部を除いて、住宅が立ち並ぶ市街化区域と比較して、住宅密集度が小さくなります。つまり、取付管設置位置申請及び設置件数が、市街化区域に比べ、非常に少なくなる可能性があります。結果的に、工事の作業効率が悪化し、市街化区域での取付管設置工事に比べ、取付管1本あたりの工事費の単価が高くなると思われれます。</p> <p>そして、②道路条件についてですが、市街化調整区域は、市街化区域に比べ、道路の開発や舗装が遅れているため、幅員が狭くなっている箇所が多くあります。道路が狭いと、大型の重機が入ることができないため、効率よく施工作业が進められず、小型の重機で対応する等して、こちらも結果的に、市街化区域での取付管設置工事に比べ、取付管1本あたりの工事費の単価が高くなると思われれます。</p> <p>③地区の特性に応じた条件については様々ありますが、これら3つの条件の違いから、取付管工事費に差が出てきます。</p>
委員	<p>都市計画税の不公平感について、資料6ページの仮算定を見てもわかるとおり、取付管設置工事費に差が出ましたが、この金額の差は、この不公平感を是正できるような差であるのか、そうでないのか、市はどのように考えていますか。</p>
事務局	<p>都市計画税につきましては、一度支払ったら終わりというものではないため、取付管工事費の金額にいくら差があっても、2つの区域の差が全て埋まるということはありません。もちろん、都市計画税を支払っていることによる土地の優位性も、その分市街化区域に存在します。ただ、感情として残る不公平感を和らげるために、市街化調整区域における取付管設置工事費は、算定どおりに高めに設定することとしました。そのため、金額としての差が是正できているとは言えませんが、感情としての不公平感は、和らげることができるのではないかと考えます。</p>
議長	<p>確かに税金というものはそのような性質であり、長く支払っていくものですが、都市計画税は、都市計画事業に基づいた事業を行う際に投入される税であり、下水道事業においても、建設時に都市計画税が使われるため、ランニングコストには投入されません。今回の制度においても、取付管工事費は、取付管を設置する際に支払うものであるため、その工事費が、市街化区域より市街化調整区域が高めに設定されているのであれば、都市計画税における不公平感は是正できていると説明ができるのではないかと個人的には感じます。</p>

委員	資料を見ると、2 ページでは、前回の委員会の決定事項として、「都市計画税相当額の負担を求めない方針」とありますが、3 ページにある、「都市計画税の不公平感の是正」という言葉からは、都市計画税の扱いについて、少し矛盾しているように感じられる表現が見られます。都市計画税をどのように考えているのか、一貫した説明ができるように、表現に気を配る必要があると思います。
委員	市民への説明の際には、どのような経緯でこのような方針となったのか、フローチャートを作成する等、もう少しわかりやすい資料があるとよいと思います。
事務局	次回以降、その点を考慮して資料等を作成します。
議長	2 つの区域で会計を分けることや、市街化調整区域の整備費用に都市計画税を投入しないという方法は難しいのでしょうか。
事務局	その方法につきましては、決算や市債の償還等、事務上難しいため、考えていません。
議長	それでは、採決をします。「市街化調整区域における受益者分担金（取付管設置工事費）の算定について」は、市街化調整区域と市街化区域での算定の考え方は、同じとしますが、① 1 工事あたりの取付管設置本数、② 道路条件、③ 地区の特性に応じた条件という算定条件を変えて市街化調整区域の受益者分担金（取付管設置工事費）を算定することに賛成する委員の挙手をお願いいたします。
委員	全員挙手
議長	<p>ありがとうございました。「市街化調整区域における受益者分担金（取付管設置工事費）の算定について」は、市街化調整区域と市街化区域での算定の考え方は、同じとしますが、算定条件を変えて市街化調整区域の受益者分担金（取付管設置工事費）を算定することとします。</p> <p>今回までの委員会での議論及び決定した事項を基に、事務局は、提言書の素案作成を行い、次回の委員会で提案説明してください。その案を元に検討を行います。</p> <p>以上で、本日の議題は、全て終了いたしました。その他、連絡事項等があれば、事務局よりお願いします。</p>
事務局	次回の委員会は、1 月下旬ごろに開催したいと考えておりますのでご承知おきください。なお、資料につきましては、今回と同様に事前配布を予定しております。
議長	<p>その他、よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p style="text-align: right;">【午後 3 時 20 分終了】</p>

